

第3章

安心を支える福祉と医療のまち

31	障害者の地域生活を 支える ……………	118	33	地域福祉の推進 ……………	128
32	生活の安定に向けた 自立の応援 ……………	125	34	医療環境の充実 ……………	131
			35	健康づくりの推進 ……………	134



「障害者ICT相談窓口」で障害のある方のコミュニケーションを支援
(中村橋福祉ケアセンター)

31 障害者の地域生活を支える

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

【障害者支援系の相談件数】 (単位：件) 4年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
身体障害者手帳交付	3,031	2,712	2,652	2,225
自立支援医療（更生医療）	1,745	1,180	1,330	932
補装具交付	904	1,236	1,314	983
職業	-	-	4	-
施設入所および紹介	409	1,136	536	560
医療保健	1,324	1,588	1,107	1,145
在宅・生活	7,676	7,567	15,427	12,867
無料乗車券	683	618	654	882
その他	229	66	440	234
小計	16,001	16,103	23,464	19,828
合計	75,396			

【知的障害者担当系の相談件数】 (単位：件) 4年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	114	872	73	755
職親（しよくおや）委託	-	-	-	-
職業	2	90	36	112
医療保健	-	35	2	85
生活	51	79	22	341
教育	29	54	47	213
その他	13,197	12,106	10,026	4,267
小計	13,393	13,236	10,206	5,773
合計	42,608			

【保健相談所の保健師等による相談者数】 (単位：人) 4年度

保健相談所 相談内容	保健師等					
	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精神（心の健康）	4,043	2,664	5,080	6,057	2,129	2,493
社会復帰	941	54	371	674	201	349
依存（アルコール・薬物等）	168	109	105	208	60	68
児童・思春期	109	133	88	135	84	34
高齢者精神	47	26	123	43	26	14
小計	5,308	2,986	5,767	7,117	2,500	2,958
合計	26,636					

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

【障害者地域生活支援センターの相談件数】

(単位：件) 4年度

種別 施設	サービス 利用	障害状況 の悩み	就 労	社会生活	その他
きらら	5,063	7,631	332	1,375	74
すてっぷ	2,344	3,940	95	1,044	100
ういんぐ	4,713	6,041	19	287	80
さくら	5,724	4,930	113	913	112
小計	17,844	22,542	559	3,619	366
合計	44,930				

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

【身体障害者手帳所持者数】 (単位：人) 各年度末現在

区分 年次	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	内部 障害	肢体 不自由	合計
2	1,461 (27)	2,065 (114)	257 (2)	7,166 (88)	9,371 (249)	20,320 (480)
3	1,484 (30)	2,081 (115)	259 (-)	7,178 (86)	9,190 (263)	20,192 (494)
4	1,513 (31)	2,116 (112)	262 (1)	7,223 (88)	9,053 (263)	20,167 (495)

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

年次	区分	判定区分				合計
		最重度	重度	中度	軽度	
2		192 (28)	1,312 (245)	1,154 (253)	2,467 (578)	5,125 (1,104)
3		188 (23)	1,327 (247)	1,167 (260)	2,555 (589)	5,237 (1,119)
4		191 (24)	1,356 (245)	1,202 (289)	2,677 (639)	5,426 (1,197)

注：() 内の人数は 18 歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

年次	区分	判定区分			合計
		1 級	2 級	3 級	
2		413	4,100	3,314	7,827
3		445	4,315	3,511	8,271
4		476	4,618	4,030	9,124

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、平成 25 年 4 月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分 1～6 が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 4 年度

支援対象者	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体障害者	—	1	12	66	44	52	148	323
知的障害者	—	4	56	110	149	169	243	731
精神障害者	—	—	186	135	33	4	3	361
難病患者等	—	—	—	1	2	—	2	5
計	—	5	254	312	228	225	396	1,420

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 4 年度

区分	内容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	12,611
	重度訪問介護	1,425
	同行援護	2,485
	行動援護	95
	療養介護	950
	生活介護	14,486
	短期入所	2,442
	重度障害者等包括支援	—
	施設入所支援	5,821
訓練等給付	自立訓練	1,085
	就労移行支援	3,029
	就労継続支援	16,196
	就労定着支援	1,488
	自立生活援助	30
地域相談支援給付	共同生活援助	9,750
	地域移行支援	7
計画相談支援給付	地域定着支援	4
	計画相談支援	11,843

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の 3 種類がある。4 年度の利用者は精神通院医療が 15,640 人、更生医療が 900 人、育成医療が 21 人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種類、状態に応じて、車椅子、義足、視覚障害者安全つえ、補聴器などの費用を支給している。4 年度の支給状況は購入 780 件、修理 653 件の計 1,433 件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおりである。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

4年度の派遣回数は、手話通訳 3,141 件、要約筆記 247 件であった。また、本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターに手話通訳者を設置しており、4年度の設置回数は 344 回であった。

4年10月からタブレットを通して手話オペレーターが通訳する遠隔手話通訳を開始した。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。4年度の日常生活用具の給付は 13,459 件、住宅設備改善費給付は 17 件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。4年度は延べ 10,738 人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に 6 か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。4年度の利用者は延べ 798 人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。4年度の利用者は延べ 1,154 人であった。

3 「児童福祉法」による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 4年度

支援・サービス等	延べ人数
児童発達支援	11,467
医療型児童発達支援	39
放課後等デイサービス	13,717
居宅訪問型児童発達支援	1,020
保育所等訪問支援	89
障害児相談支援	3,792

● 「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護（家庭委託）

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月 5 回まで依頼できる。4年度は延べ 724 回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳 1 級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する（「障害者総合支援法」における障害福祉サービス等の受給者を除く。）。4年度末現在の対象者は 43 人で、4年度は延べ 7,877 回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の 3 歳以上 65 歳未満で身体障害者手帳 1、2 級、愛の手帳 1、2 度の人で、本人の所得（20 歳未満は保護者の所得）が基準額以下の人に紙おむつ等を支給している。4年度は延べ 4,996 人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年 6 枚まで交付している。1 回当たり 500 円の利用者負担金がある。4年度の利用者は、延べ 504 人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1 か月につき 500 円券 6 枚、100 円券 5 枚を交付している。4年度の交付人数は、4,870 人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。4年度の運行回数は 48,553 回であった。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1 か月 2,500 円の燃料費を助成している。4年度末現在の受給者は 1,396 人であった。年齢、所得による対象制限がある。

8 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。4年度は29件の助成を行った。

9 重症心身障害児(者)等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減および当該家族の就労等の支援を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に96時間を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。

平成27年7月に事業を開始し、4年度は延べ375回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

3年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画(令和3～8年度)」、「第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画(令和3～5年度)」を策定し、障害者施策の充実に取り組んでいる。

5年度は、「第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画(令和6～8年度)」の策定および「練馬区障害者計画(令和3～8年度)」の見直しに当たり、障害者(児)の生活実態や意向、障害福祉サービス事業所の運営状況等の基礎データを把握するため、調査を実施する。

●福祉園

福祉園では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。なお、田柄福祉園は民設民営の福祉園である。

〔福祉園在籍者数〕 (単位：人) 4年4月1日現在

施設名	在籍者	施設名	在籍者
大泉町	56	石神井町	42
氷川台	57	大泉学園町	65
関町	36	貫井	33
光が丘	37	田柄	45

氷川台と大泉学園町の2福祉園は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。(1日当た

り氷川台9人、大泉学園町7人)

また、5年1月1日にLeaves練馬高野台(民設民営)が開設したことに併せて、4年12月31日で石神井町福祉園は廃止した。

●谷原フレンド

谷原フレンドは「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、常時介護を必要とする人に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供している。定員は1日当たり20人、1人の最大利用日数は週3日となっている。

また、日中一時支援事業として、入浴サービスを行っている。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するため、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を設置している。4年4月1日現在、白百合福祉作業所38人、かたくり福祉作業所59人、北町福祉作業所33人の利用があった。

〔作業内容と年間売上金額〕 (単位：円) 4年度

〔白百合福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	1,961,985
建物清掃等	382,277
古紙回収等	231,531
自主生産等	1,840,207
合 計	4,416,000

〔かたくり福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
封入等	2,605,306
日用品組立等	119,940
公園清掃等	282,704
自主生産等	1,190,280
合 計	4,198,230

〔北町福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	3,189,965
公園・アパート等の清掃等	1,219,515
ポスティング等	28,500
自主生産等	993,569
合 計	5,431,549

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり9人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

3 障害者 ICT 相談窓口

障害のある人の意思疎通を助ける ICT（情報支援）機器の相談・体験や貸出、操作方法のサポートを行う。

4 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者 IT 支援者養成講座を実施している。

5 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。

〔相談・通所事業・施設提供人数〕

4年度

区 分	延べ人数
高次脳機能障害等の相談	301人
生活介護事業	1,387人
中途障害者通所事業	2,061人
施設提供	17,342人

●しらゆり荘

しらゆり荘は、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。

しらゆり荘は、就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。

〔施設概要〕

施設名	内 容	定 員
しらゆり荘	グループホーム	8人
	日中一時支援・短期入所事業	6人（短期入所4人を含む）

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。4年度末現在、整備数は709室である。

●こども発達支援センター

医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1 相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また、0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う、0歳児超早期支援を行っている。

3 訪問

重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を2年4月から開始した。

4 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室・運動場の活動の場を提供する。

障害児および発達に心配のある児童を一時的に預かる障害児一時預かり事業を4年11月から開始した。

〔相談・訓練・施設提供等人数〕

4年度

区 分	延べ人数
専門相談	5,750人
通所訓練	6,294人
施設提供	12,297人
障害児一時預かり事業	387人

〔地域支援事業〕

4年度

内 容	実施回数	参加延べ人数
区民向け啓発事業：講演会	1回	33人
事業者向け支援事業：講演会等 ^(※)	2回	496人

※：オンデマンドによる開催

(3) 障害者の就労を推進する

●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者、企業等で働く障害者、障害者を雇用する企業等への支援などを行っている。

1 就労支援事業

(1) 就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。4年度は延べ1,586件の相談があった。

(2) 就職支援

アセスメントや模擬面接、履歴書等の作成支援など、就職活動支援を行った。4年度は74人が就職した。

2 職場定着支援事業

障害者が働く企業等への支援員の訪問や障害者からの相談等を行い、就労の継続を図った。4年度の対象者は807人、支援件数は延べ8,574件であった。

3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の就労支援事業所や企業、特別支援学校等の関係機関で構成し、障害者就労の支援体制の構築を図った。4年度は8回開催した。

4 共同受注窓口事業

区内作業所等が企業や農業者等からの請負作業を共同で受注する体制づくりを行い、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。4年度の受注件数は302件、受注金額は3,955,025円であった。

5 普及・啓発事業

9月の障害者雇用支援月間において、講演会、パネル展および障害者施設の自主生産品販売会を行った。また、区内企業等の障害者雇用への理解を深めるため、雇用支援セミナーを開催している。4年度は1回開催した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を2か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人である。4年度の就職の状況は、貫井福祉工房で2人、かたくり福祉作業所で1人であった。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人が就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を2か所設置している。4年度の利用状況は、貫井福祉

工房で23人、かたくり福祉作業所で3人であった。

【就職などの状況】

4年度

内容	人数
福祉施設等から一般就労した人数	206人
就労定着支援事業の利用者数	166人

注：民間施設等利用者を含む

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。4年度は延べ26,636人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、平成27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。その他にも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、119ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）、通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

・障害福祉サービス利用者	1,470人
・自立支援医療利用者	15,640人（再掲）
・入院医療利用者	33人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。4年度の利用状況は、団体利用が延べ1,715団体、12,233人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（350疾病）

の人に月額 15,500 円、身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度の人および精神障害者保健福祉手帳 1 級の人に月額 10,000 円をそれぞれ年 3 回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。4 年度末現在の受給者は 11,359 人であった。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者の人に、月額 60,000 円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。4 年度末現在の受給者は 525 人であった。

3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給する。なお、年齢、所得等の制限がある。

4 年度は、特別障害者手当月額 27,300 円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額 14,850 円を年 4 回に分けて支給した。同年度末現在の受給者は、特別障害者手当 835 人、障害児福祉手当 232 人、経過的福祉手当 5 人であった。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡または重度障害者になったとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に、全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。4 年度末現在の加入者は 51 人であった。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳 1、2 級（内部障害は 3 級まで）、愛の手帳 1、2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。4 年度末現在の対象者は 5,634 人であった。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。4 年度は、地域活躍者 6 人、援護功労者 2 人、感謝状贈呈者 2 人の表彰を行った。